

# 情報提供

那医発第 124 号  
令和6年6月11日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「介護現場における賃上げ促進税制の活用に係るリーフレットについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)  
.....記.....

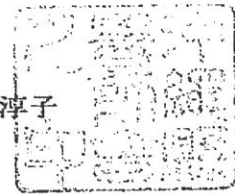
沖医発第 355 号 F

令和 6 年 6 月 10 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 涌波淳子



## 介護現場における賃上げ促進税制の活用に係るリーフレットについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会から標記文書の通知がありましたのでご連絡致します。

令和 6 年度介護報酬改定に伴う介護職員処遇改善加算等の見直しにつきましては、去る 3 月 26 日付、沖医発第 1820 号「令和 6 年度介護報酬改定に関する告示等の送付について」にてお知らせしたところです。

本通知は、厚生労働省にて、令和 6 年度税制改正により、処遇改善加算を活用して賃上げした分についても、賃上げ促進税制による税額控除の対象とされることに伴い、介護事業所において賃上げ促進税制を積極的にご活用いただき、より一層の賃上げを進めていただけるよう、リーフレットが作成されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

- ・厚生労働省ホームページ-介護職員処遇改善関連ページ

[【https://www.mhlw.go.jp/stf/scisakunitsu/bunya/0000202201\\_42226.html】](https://www.mhlw.go.jp/stf/scisakunitsu/bunya/0000202201_42226.html)

- 介護現場における賃上げ促進税制の活用に係るリーフレットについて

(令和 6 年 5 月 22 日 日医発第 391 号(介護))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局庶務課:宮城、崎原  
TEL:098-888-0087/FAX:098-888-0089  
shomu@okinawa.med.or.jp



日医発第 391 号 (介護)  
令和 6 年 5 月 22 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

### 介護現場における賃上げ促進税制の活用に係るリーフレットについて

令和 6 年度介護報酬改定に伴う介護職員処遇改善加算等の見直しにつきましては、本年 3 月 21 日付け日医発第 2214 号文書等により、告示・通知・Q&A 等について、逐次お知らせ申し上げたところです。

今般、令和 6 年度税制改正により、処遇改善加算を活用して賃上げした分についても、賃上げ促進税制による税額控除の対象とされたことに伴い、介護事業所において賃上げ促進税制を積極的に御活用いただき、より一層の賃上げを進めていただけるよう、厚生労働省においてリーフレットが作成されましたのでご連絡申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、介護職員の処遇改善関連ページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201\\_42226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html)) が開設されていることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1262

介護現場における賃上げ促進税制の活用に係るリーフレットについて  
(令 6. 5. 15 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)

## 処遇改善加算を活用した賃上げは、賃上げ促進税制による税額控除の対象となります

- 新しく使いやすくなった処遇改善加算を活用して、介護現場で働く方の賃上げをお願いします。
- 一定の賃上げをしていただくと、賃上げ促進税制により、法人税などから税額控除ができます。

- ☑ 令和6年4月から、処遇改善加算が使いやすくなり、上位区分への移行を通じて、より高い加算率を取得しやすくなりました。
- ☑ これまでよりも高い加算率を取得することで、介護報酬で賃上げの原資を新たに確保し、大幅な賃上げも可能になります。
- ☑ 令和6年度税制改正により、処遇改善加算を活用して賃上げした分も、賃上げ促進税制による税額控除の対象となります。
  - 中小企業<sup>注1</sup>では、全雇用者の給与等支給額が1.5%増加した場合には最大30%<sup>注2</sup>、2.5%増加した場合には最大45%<sup>注2</sup>を、法人税額から控除できます。<sup>注3</sup>
  - 中小企業では、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、5年間にわたって繰り越すことが可能です。<sup>注4</sup>

注1：青色申告書を提出する中小企業者等又は常時使用する従業員数が1000人以下の個人事業主。また、大企業・中堅企業向けにも制度あり。

注2：女性活躍・仕事と子育ての両立支援と教育訓練費に関する上乗せ要件の両方を満たしている場合の控除率。

注3：税額控除の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税等の20%

注4：未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が生じている事業年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り適用可能。

※：所定の要件を満たせば、「継続雇用者」の賃上げが要件の全企業及び中堅企業向け税制も活用可能です。詳細は経済産業省「賃上げ促進税制について」参照。

## (参考1) 新加算への移行による加算率アップの例 (加算率は訪問介護の例)

例①：キャリアパス要件や職種間配分ルールがネックとなっているケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅲ(5.5%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの特例を活用(処遇Ⅰ相当)</li> <li>職種間配分ルールの改正で上位移行が可能に(特定Ⅱ相当)</li> <li>加算率引上げ</li> </ul>	新加算Ⅱ (22.4%)
特定処遇改善加算	なし		
ベア加算	あり(2.4%)		

例②：ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅰ(13.7%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>この機会に現行のベア加算を新規算定</li> <li>加算率引上げ</li> </ul>	新加算Ⅱ (22.4%)
特定処遇改善加算	Ⅱ(4.2%)		
ベア加算	なし		

## (参考2) サービス類型ごとの加算率一覧

サービス区分	(夜間対応型)訪問介護、定期巡回	(予防)訪問入浴介護	(地密)通所介護	(予防)通所リハビリテーション	(地密)(予防)特定施設入居者生活介護	(予防)認知症対応型通所介護	(看護)(予防)小規模多機能型居宅介護	(予防)認知症対応型共同生活介護	(地密)介護福祉施設、(予防)短期入所生活介護	介護保健施設、(予防)短期入所療養介護(老健)	介護医療院、(予防)短期入所療養介護(老健以外)
新加算Ⅰ	24.5%	10.0%	9.2%	8.6%	12.8%	18.1%	14.9%	18.6%	14.0%	7.5%	5.1%
新加算Ⅱ	22.4%	9.4%	9.0%	8.3%	12.2%	17.4%	14.6%	17.8%	13.6%	7.1%	4.7%
新加算Ⅲ	18.2%	7.9%	8.0%	6.6%	11.0%	15.0%	13.4%	15.5%	11.3%	5.4%	3.6%
新加算Ⅳ	14.5%	6.3%	6.4%	5.3%	8.8%	12.2%	10.6%	12.5%	9.0%	4.4%	2.9%

※上記のほかに、現行3加算の加算率に今般の改定による加算率の引上げ分を上乗せした新加算Ⅴ(1)～(4)を用意。

【厚生労働省の処遇改善に関する相談窓口】

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00(土日含む)

【中小企業税制サポートセンター】

電話番号：03-6281-9821

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00

処遇改善加算関係情報  
(随時更新) ⇨



賃上げ促進税制  
関係情報⇨

